

地域生活支援拠点等事業(みしまるネット)ガイドライン (支援者用)



令和6年7月

三島市

三島市障がいと暮らしを支える協議会(アーチ)

目次		
1	三島市における地域生活支援拠点等事業について	2
2	相談機能	3
3	緊急受入・対応の機能	5
4	体験の機会・場の提供	7
5	専門的人材の確保・育成	9
6	地域の体制づくり	10
7	みしまるネット関連資料	11

「地域生活支援拠点等事業」とは

障がいのある方の重度化、高齢化や、介護者の急な不在、親亡き後等を見据えて、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるようにするための事業です。

障がいのある方を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目的としています。

地域生活支援拠点等事業では、居住支援のための5つの機能「相談機能」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・育成」「地域の体制づくり」を整備します。

三島市では、「三島市障がいと暮らしを支える協議会(愛称:アーチ)」と「三島市基幹相談支援センター」を中心に体制整備を進めてきました。

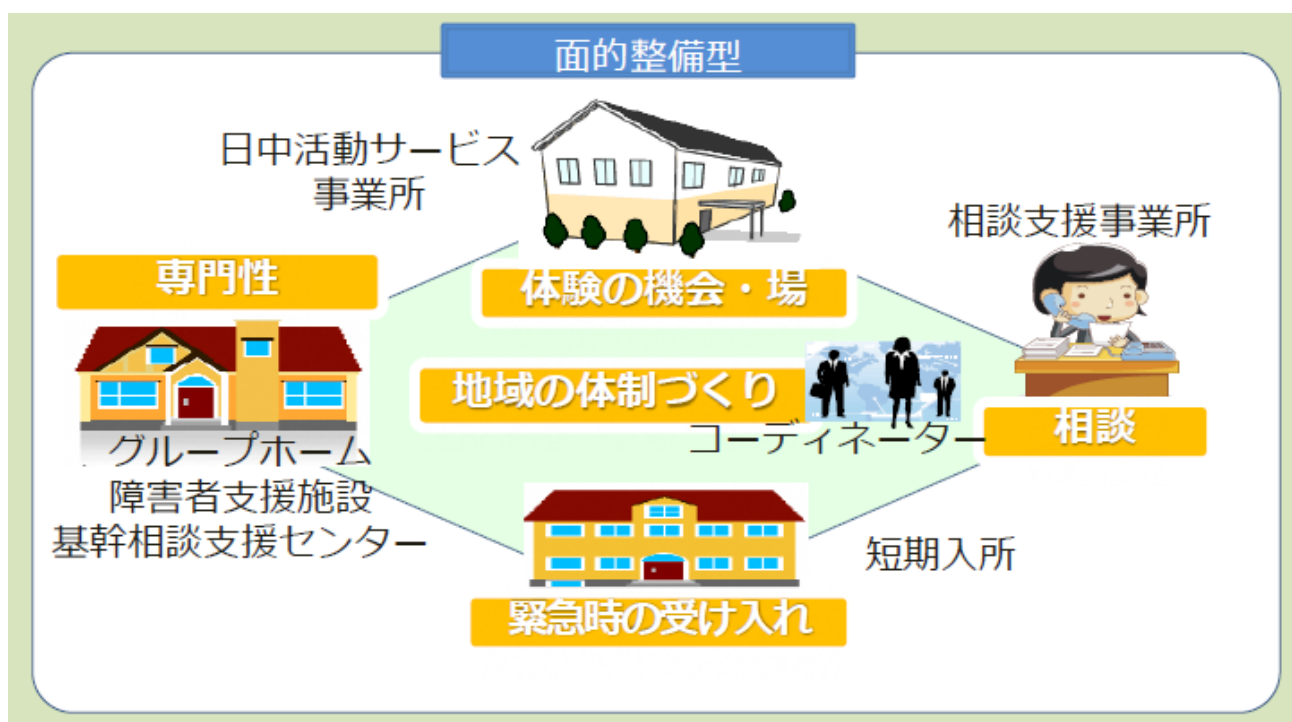
「地域生活支援拠点等事業」における最も重要なことは、地域の支援者をつなぐネットワークづくり、そのネットワークにより安心安全な生活を支える体制づくりと考え、今後も事業の推進をとおして、障がいのある方を地域全体で支える体制づくりを進めていきます。

このガイドラインは、地域の関係者の皆さまと方向性の共有、確認をしながら体制づくりを進めるために活用していく目的で作成しました。今後も皆さまとの協働をとおして、必要に応じて見直しを図っていきます。

1, 三島市における地域生活支援拠点等事業について

既存の社会資源を活用したネットワーク型による体制を作ります。(面的整備型)

三島市に住む障がいのある方が安心して地域生活を続けることを目的に、関係機関や支援者によるネットワークで、さまざまな支援をつなぎ、支えていくための体制を作っていきます。



地域生活支援拠点等事業は、既存の社会資源を有機的につなぎ合わせて整備するものです。

例えば、「緊急受入・対応」については、相談支援事業所、ヘルパー事業所、短期入所事業所、入所施設等と役割分担をし連携をとりながら緊急時に対応できる体制の構築を進めます。

『**み**んな**し**あわせ**ま**る**る**ネットワーク』

の頭文字をとって通称『みしまるネット』です。



2, 相談機能

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録したうえで、常時の連絡体制を確保し、障がい者の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他の必要な支援を行う機能です。

(1) 相談支援事業

- ① 住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、さまざまな相談に応じます。
また、普段からリスクマネジメントを意識したサービス等利用計画の作成を目指します。
- ② 家族からの自立や、病院、施設からの地域移行に向けた相談に応じます。
- ③ 三島市基幹相談支援センターを中心に、相談支援体制の強化を図っていきます。

(2) 将来を見据えた予防的な取り組み

- ① 相談支援事業をとおして事前に緊急対応が必要な状況が発生する可能性のある家庭を把握し、リスクマネジメントに努めるとともに、緊急時受入対応のための事前登録へつなげます。
- ② 事前登録制による把握・準備
 - ・緊急時に支援が見込めない可能性のある方に事前登録(様式2・3)をしてもらうことで、予防的取り組み、必要な準備を整えます。
 - ・担当の相談支援専門員は、事前登録時に「対象者情報整理シート」(様式4)を作成し提出してください。
 - ・担当の相談支援専門員(担当者がいない場合は、基幹相談支援センター)から、将来に備えて必要な取り組みやサービスなどの提案をし、「もしも…」に備えた準備をしていきます。



(3) 緊急時の支援体制への取り組み

- ① 緊急時の相談対応窓口を整備
 - ・緊急に支援が必要になった場合には、三島市基幹相談支援センターがコーディネーターとなり、関係機関との連携のもと安心して生活できる体制を整えます。
 - ・基本的には、担当の相談支援事業所を窓口として対応しますが、担当の相談支援専門員が対応できない時間帯などは、基幹相談支援センターが対応します。市代表電話(055-975-3111)に連絡すると、基幹担当から折り返し連絡をします。

関係機関の役割

〈通所・居宅サービス事業所等〉

- 本人、ご家族の一番身近に関わっているのが、サービス事業所の皆さんです。
本人、家族状況に変化があった場合には、担当相談支援専門員と連絡を取り合い、協働できる体制づくりを意識することが大切です。
- 緊急時対応が必要になりそうな方については、緊急時対応のイメージを相談支援専門員と共有するとともに、緊急時に備えての準備、予防的な対応と一緒に検討するなど普段から連携を図っていくことが求められます。

〈相談支援事業所〉

- 普段から、関係機関、他分野との連携を強化し、緊急時にスムーズな支援体制の構築ができるよう努めることが重要です。
- 相談支援事業所連携会議への参加をとおして、相談支援専門員間の連携強化、スキルアップを目指すことが求められます。

〈基幹相談支援センター〉

- 相談支援体制の強化のための取り組みを行います。相談支援事業所連携会議の開催や、相談員間の連携構築をとおして質の確保、新たな相談支援事業所を整備するための働きかけも行います。
- 緊急時には、コーディネーターとして相談員のバックアップ、関係機関との調整役としての機能を担います。



「基幹相談支援センター」とは

障がい児者が、地域で安心してくらすことができるように、地域における相談支援の中核機関として、以下の業務を総合的にを行います。

- ・総合相談対応
- ・相談体制を強化するための取り組み（専門的な指導助言、人材育成、連携構築への取り組み）
- ・みしまるネット コーディネーター
- ・地域移行、地域定着促進のための取り組み
- ・権利擁護、虐待防止への取り組み など

3, 緊急受入・対応の機能とは

介護者の急な入院などで介護者が不在になってしまった場合(緊急時)に、福祉サービスを活用し、安心して過ごせるよう支援する機能です。

【緊急時の定義】

みしまるネットでは、緊急時を

「介護者の急な不在、入院、入所、冠婚葬祭など」で支援が3日以内(当日を含む)に必要な場合と定義します。

【主な対象者】

三島市に住む障がいのある方で…

主たる介護者の急な不在などにより支援が見込めず、安心して生活を継続することが困難になる可能性がある方を想定しています。

【緊急時に向けた事前登録について(相談機能参照)】

みしまるネットに事前登録(様式2・3・4)をしてもらうことで、担当の相談支援専門員(担当者がいない場合は、基幹相談支援センター)は、将来に備えて必要な取り組みやサービスなどの提案をし、体制を整えていきます。

【登録者以外(定義以外)の緊急対応について】

- ・緊急事態の状況により、基幹相談支援センターを中心に関係機関と連携して対応します。
- ・児童、高齢分野の対象者については各担当部局での対応が主となりますが、基幹相談支援センター(担当相談支援専門員)も連携を図り対応していきます。

(1)緊急時の支援と対応

①緊急時に備えた情報集約と共有

- ・各事業所の事業内容や特色、緊急時に支援可能な範囲等に関する情報を事前に集約しリスト化しておくことで、緊急時に活用できるようにします。
- ・「相談支援事業所連携会議」で事業所空き情報などタイムリーな情報共有を図ります。

②緊急に対応が必要な状況が発生した場合

- ・居宅での生活継続に向けた連絡、調整をします。
(ヘルパー事業所、日中通所先事業所、家族、近隣住民等と連携します。)
- ・居宅での生活継続が困難な場合には、福祉サービスを活用し、短期入所事業所などでの受け入れ調整をします。

(2)その後の対応

- ①緊急対応後、最大1週間以内に関係者間で集まり会議を開催します。
- ②必要に応じて、サービス等利用計画の見直し、導入、他制度の利用、他機関等との連携を図り、安心して生活が送れるよう支援します。



各機関の役割

地域で安心して生活を送るためには、緊急時に受け入れてくれる場が必要となり、短期入所事業所、グループホーム、通所事業所、ヘルパー事業所等の協力が必要不可欠となります。各事業所でどのような対応が出来るか検討し備えておくこと、緊急時には関係者間で協力し合いながら支援する体制を作っていくことが求められます。支援の「のりしろ」づくりが大切です！

○日中対応：在宅における支援として、ヘルパーの訪問による見守りや通所先事業所の延長対応による預かり、日中活動からの引き続きの夜間対応（加算対象）、通所先から短期入所先への送迎など

○居住系事業所：短期入所事業での緊急受入、短期入所先から日中活動場所への送迎など

協力事業所とは

拠点事業に係る加算

○「協力事業所」とは、三島市によって地域生活支援拠点等を担う事業所として位置付けられた事業所のことです。「協力事業所」として位置付けられるためには、三島市との事前協議（様式 1-1）と届出（様式 1-2）を行ってください。その後、三島市が届出書等を確認し、地域生活支援拠点等に位置付けた旨を通知します。

○「協力事業所」が拠点機能に係る対応をした際には加算を算定することが出来ます。

加算を算定する場合には、市への届出手続きとは別に県への体制の届出が必要です。届出にあたっては、事業所運営規程に「地域生活支援拠点等を担う事業所であること」を規定することと、三島市及び拠点関係機関との「連携担当者」を配置する必要があります。

※三島市への事前協議の際に、加算算定の有無についても併せて届出（様式 1-3、1-4）をしてください。

○「連携担当者」は、平時からの情報連携に努めるだけでなく、連携体制構築のために「みしまるネットミーティング」や「アーチ」への積極的な参画が求められます。

緊急時の情報シートについて(様式4)

緊急対応時に受け入れ(対応)先の調整をスムーズに行うために、支援に必要な情報を集約、共有するために使用します。将来に備えて必要な支援体制を整えるために活用したり、緊急時には本人の状況を知らない事業所が、安心安全な受け入れ体制をとれるように提供する本人情報です。スムーズな受入れのために活用してもらおうツールとして「みしまるネット緊急時対応に係る事前登録届出書」(様式 2・3)と併せて提出してください。

○緊急時に必要な調整の範囲内で知り得た情報を使用させていただきます。

4, 体験の機会・場の提供

地域移行支援や親元からの自立にあたって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会、場を提供する機能です。

(1) 体験の機会、場の提供

- ①事業所を利用するための体験のみでなく、「緊急時に備える体験」、「自立に向けて知る体験」、「アセスメントのための体験」を目的とした体験の機会を広げ体験しやすくなる体制を作ります。
- ②体験の機会拡大のために、関係事業所間での情報共有、体制構築のための検討を進めます。

(2) 体験に関する情報集約、活用

①事業所情報の集約

- ・「事業所情報シート」(様式5)により、関係事業所の情報を集約、整理します。
- ・事業所情報は随時情報更新を行い、生きた情報として活用できるようにします。

②体験の機会の提案、情報提供

- ・集約した事業所情報は、相談支援専門員が必要時に活用できるようにします。相談支援専門員は、その事業所情報を活用し、体験の機会の提案やその場を探していきます。



各機関の役割

三島市での体制整備を進めるにあたって、事前に市内の事業所を対象にアンケート調査を実施しました。その中で、「体験機能」については多くの事業所から受け入れに協力的な回答が得られました。

また、回答の中には体験をとおして「職員からの気づき、作業の向き不向き、生活の中でのアドバイスや、その他求められた質問などについて、できる範囲で回答し、情報を提供することができます。」「アセスメントすることも可能。その内容を関係機関へ情報提供していくこともできる。」など、さらに協力できることへの提案もありました。

各事業所の協力により、様々な目的の「体験の機会」が広がっていくことを目指します。

○相談支援専門員

病院、施設からの地域移行や自立した生活に向けた体験や、緊急時に備えて必要な準備としての体験を提案していくことが必要です。また、緊急時に備えて環境に慣れるための体験を提案していくことも必要です。

○サービス事業所等

体験利用の受け入れに協力していく体制が必要です。

通所系事業や訪問系サービスの体験、緊急時に備えて短期入所の利用体験、自立に向けたグループホームの体験利用、体験部屋での単身生活体験 など

事業所情報シート(様式5)

事業所の情報を事前に集約しておくことで、社会参加や、緊急時に備えた準備としての体験時に活用したり、緊急時対応の調整時に生きた情報として活用できるようにします。

集約した情報は、関係者間で共有できるようにします。

協力事業所としての位置付けとは別に、地域の社会資源情報として集約します。

○手続き：事業所情報シート(様式5)を三島市へ提出します。

事業所概要・体験機能・緊急時対応に関して、各事業所で具体的に対応できる事項について申し出てもらいます。

○使い方：基幹相談支援センターで情報集約管理します。

「アーチ」のホームページを活用して、関係者間で情報共有できるようにします。

(<https://fine-24.jimdosite.com/>)

○更新：年1回情報更新の確認をします。(基幹相談支援センターより確認します。)

申し出事項に変更が生じた場合は、随時変更の届け出が必要です。

将来



コラム:家族の思い

「もし親に何かあったら・・・、その時いきなりでは子供がかわいそう。今のうちから体験させたい。」そう思ってショートステイを利用していました。そして、「もし空きが出たら、すぐに入所させてもいい。自立して欲しい。」と周りにも言っていた私(母)。

先日、グループホームの方と話す機会があり、「試しに10日間くらい体験させてみませんか?そして良かったら、そのまま入所はどうでしょうか?」と言われた瞬間、自分の口から出たのは思いがけない言葉。「いえ、まだいいです。」自分でもびっくりしてしまいました。子供がいなくなった生活が頭をよぎり、「淋しさに耐えられない!」と思ってしまったのです。いかに自分が子離れができていなかったのか・・・愕然としました。

これからは子供に体験させるのと同時に、いえ、それ以上に、『私の子離れ』を意識して、ショートステイなどの体験を積んでいきたいと思います。

こんなお話をあるご家族から伺いました。体験の機会は、本人の準備を整えるだけでなく、ご家族にとっても気持ちの整理、準備をしていく機会になります。

担当相談員をはじめ関係者間でよく話し合い、体験の機会を活用してください。

5, 専門的人材の確保・育成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能です。

(1)三島市基幹相談支援センターによる取り組み

- ①「サービス等利用計画」作成時には、リスクマネジメントや将来を見据えた支援の提案ができるようになるなど、相談支援専門員のスキルアップ、情報共有の場として「連携会議」を定期的に行います。
- ②三島市内の事業所を対象に「スキルアップ研修」を開催。スキルアップだけでなく関係者間の連携構築の場としての機能もあります。

(2)「三島市障がいとくらしを支える協議会(愛称:アーチ)」による取り組み

- ①市内事業所を対象とした「ネットワークミーティング」の開催
- ②三島市における人材育成への取り組みを企画実施する「人材育成チーム」の運営



人材育成への取り組み・各支援者の役割

- 障害福祉サービス事業所をはじめ、障がいのある方の支援に携わる方々は、支援の質の向上のために、常に自己研鑽に励みスキルアップを目指すことが求められます。そのためにも、様々な研修へ積極的に参加するとともに、「アーチ」など地域のネットワークへの参画により、自身だけでなく地域全体の支援力の向上を担うことが期待されます。
- 三島市基幹相談支援センターでは、相談支援専門員のバックアップ、研修開催等を実施しています。また、「アーチ」による人材育成への取り組みなど、スキルアップのための機会の提供により地域全体の支援力の向上を図ります。そのような機会へぜひ積極的に参加してください。



「地域自立支援協議会」とは

「障害者総合支援法」第89条の3に基づき、障がいのある人への支援体制の整備を図るために設置された協議会です。関係機関が相互の連携を図ることにより、地域における障がいのある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。

三島市では、「三島市障がいとくらしを支える協議会(愛称:アーチ)」を設置し活動しています。「みしまるネット」の整備についても「アーチ」を活用し進めています。

6, 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能です。

(1)三島市基幹相談支援センターにおける相談体制強化への取り組み

相談支援事業所のバックアップ、連携会議の開催による連携構築の実施

(2)「三島市障がいとくらしを支える協議会(愛称:アーチ)」における地域の体制づくり

- ・チーム(もしくはプロジェクトチーム)による、地域課題解決への取り組みの実施
- ・地域内の事業所、関係機関、支援者間といった社会資源の連携構築により、地域全体で支えるための体制づくりの実施

(3)みしまるネットミーティングの開催

- ・「みしまるネット」を推進していくにあたっての「ほう・れん・そう」の場事例の積み重ねから支援情報の共有、課題分析等を行い、事業の検証、連携調整等について定期的に協議できる場として運用していきます。



地域づくりと各支援者の役割

地域自立支援協議会は、地域づくりの中核です。三島市では、「三島市障がいとくらしを支える協議会(愛称:アーチ)」を設立し、障がいのある人を支える地域の体制づくりに向けた取り組みを実施しています。

「アーチ」の主体は皆さんです。皆さんの協働により、より良い地域づくりを目指します。そのためにも「アーチ」の活動への積極的な参画、協力が求められます。

「みしまるネット」も皆さんのつながりにより、効果的に機能していく事業です。より安心して住み慣れた地域で生活を送れるよう、皆さんの力を合わせて地域全体で支える体制づくりを目指します。そのためにも、「みしまるネットミーティング」として、市内の支援者が集まる場を定期的に開催します。

改めて、何か特別な取り組みを行うわけではなく、普段からの丁寧で密なコミュニケーションを重ねることで、「つながり力の向上」「ネットワークの強化」による支援体制の構築を目指しましょう！

7、「みしまるネット」資料

- ・三島市相談支援事業所一覧
- ・「みしまるネット」対応の流れ(支援者向けバージョン)
- ・みしまるネット様式集 (別冊)
- ・みしまるネットのご案内(本人・家族用説明資料) (別冊)

三島市相談支援事業所一覧

- ✪三島市では、障がい福祉課支援係と三島市が委託する相談支援事業所が、官民協働で基幹相談支援センターを運営しています。
- ✪基幹相談支援センターでは、総合相談窓口を設置し、電話、来庁、訪問等で相談に応じています。
- ✪来庁、訪問については、事前に電話でお問い合わせいただくことをおすすめします。

【連絡先】

住 所： 三島市北田町4-47 (三島市役所 障がい福祉課内)

電 話 番 号： 055-983-2691 (支援係)

総合相談窓口： **055-983-2781 (専用直通回線)**

開 所 時 間： 月～金曜日 10:00～16:00
(祝祭日、市役所閉庁日除く)

【基幹相談支援センター担当事業所一覧】

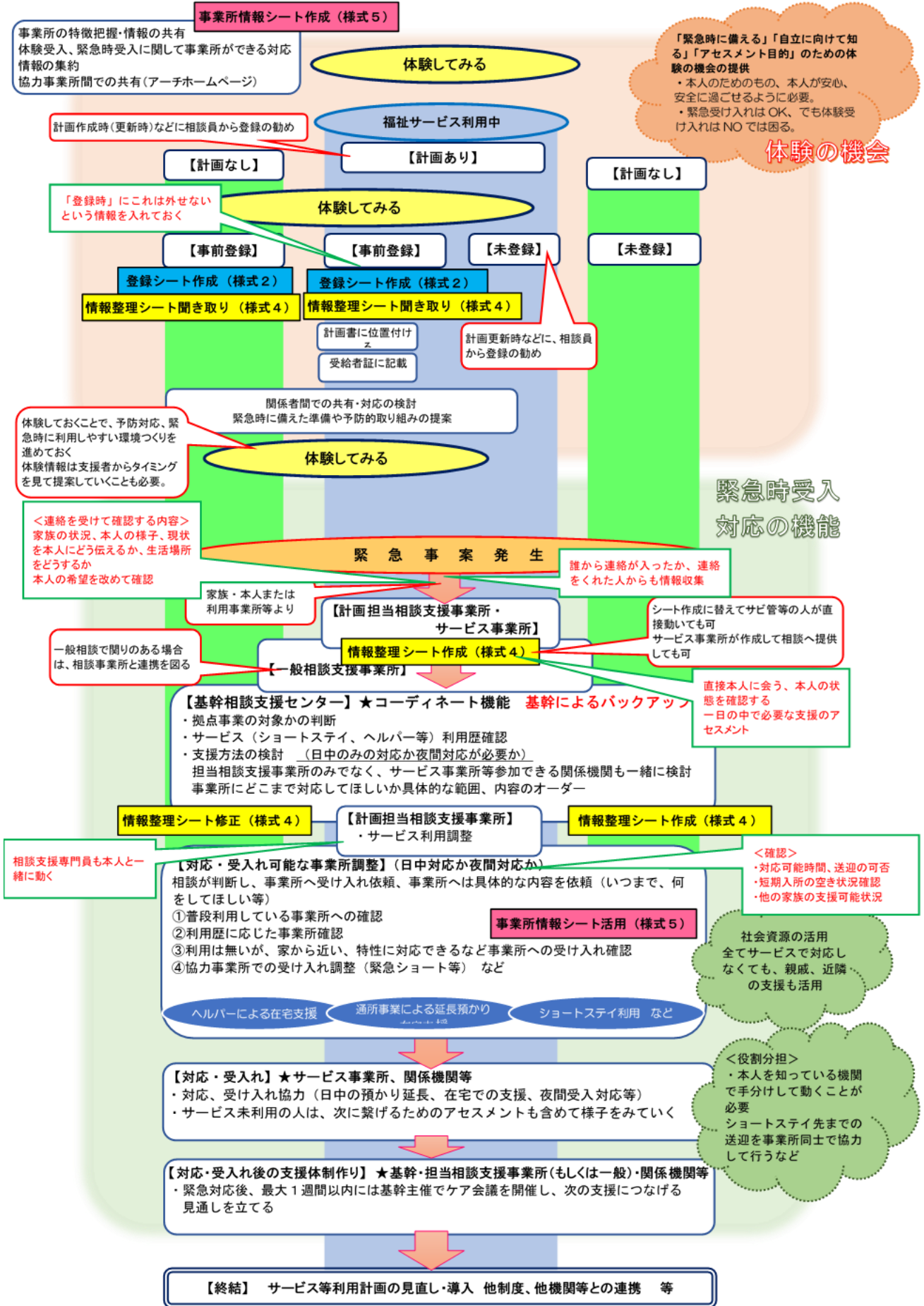
名称	所在地	電話番号
相談支援事業所ふあいん	東大場 1-33-2	055-976-8386
サポートセンターひまり	一番町 7-19	055-991-1180
相談支援事業所リバルテ	函南町平井 717-2	055-978-4187

【三島市内相談支援事業所一覧】

名称	所在地	電話番号
自立生活センターアシストMIL	西本町 10-26	055-976-3432
地域生活・就労サポートセンターけるん	川原ヶ谷 85-3	055-976-0966
相談支援事業所ステップ(※)	梅名 99-3	055-941-8200
さくらキャンプ相談支援事業所(※)	幸原町 2-5-9	055-939-8792
とらいあんぐる(※)	谷田 1291-52	055-957-5789
相談支援センターそら(※)	大宮町3丁目 20-19	055-955-5241

※障がい児の相談にも対応可能な事業所です

みしまるネット 対応の流れ 支援者向けバージョン



発行日:令和4年7月（令和6年7月改訂）

三島市 社会福祉部 障がい福祉課

三島市基幹相談支援センター

〒411-8666 三島市北田町4-47

TEL 055-983-2691

E-mail mishima-kan@city.mishima.shizuoka.jp

【三島市基幹相談支援センター 総合相談窓口】

三島市 障がい福祉課内

TEL055-983-2781（平日 10:00~16:00）

【アーチホームページ URL】

<https://fine-24.jimdosite.com/>